

○経済産業省告示第二十六号
 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。
 令和四年二月二十六日
 経済産業大臣 萩生田光一
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>一 「略」 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの イ「略」 ア クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）と判断される者として我が国が定めるもの（国際的な努力のための国際的な努力に我が国として寄与するもの）に講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二六十七号）で定めるものをいう。） ル 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体として我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）で定めるものをいう。） 三 「略」</p>	<p>一 「略」 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの イ「略」 ア クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者として我が国が定めるもの（国際的な努力のための国際的な努力に我が国として寄与するもの）に講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二六十七号）で定めるものをいう。） 「新設」 ル カ 三 「略」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二号ルの規定は、令和四年三月二十八日から施行する。